
株式会社丸勝小野商事

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2026 年 3 月 31 日

 青森みちのく銀行

株式会社青森みちのく銀行（以下、当行）は株式会社丸勝小野商事（以下、当社）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンス（以下、PIF）を実施するにあたって、当社の事業活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価し、「ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書」（以下、本評価書）を作成した。

本評価書における分析・評価は、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「PIF 原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させたうえで、当行が開発した評価体系に基づいて行っている。

なお、当行が開発した当該評価体系については、株式会社日本格付研究所（以下、JCR）から第三者意見書の提供を受けている。

【評価対象のファイナンス概要】

企 業 名	株式会社丸勝小野商事
借 入 金 額	100,000,000 円
資 金 使 途	運転・設備資金
借 入 期 間	10 年

【目次】

1. 企業概要.....	4
(1) 企業情報	4
(2) 事業活動	6
(3) 経営方針	8
(4) サステナビリティ	9
2. インパクトの特定・評価.....	17
(1) インパクト分析	17
(2) ロジックモデルによる整理	18
(3) インパクトの特定.....	19
(4) インパクトニーズの確認	21
(5) インパクトの評価.....	24
3. モニタリング	28
(1) 当社におけるモニタリング体制	28
(2) 当行によるモニタリング体制	28

1. 企業概要

(1) 企業情報

【企業情報】

企 業 名	株式会社丸勝小野商事
所 在 地	青森県南津軽郡田舎館村大字高樋字川原田 35
代 表 者	代表取締役 小野 智史
設 立	1977 年 1 月 14 日
資 本 金	4,500 万円
売 上 高	10.8 億円 (2025 年 12 月期)
従 業 員 数	52 人 (2025 年 12 月期)
事 業 内 容	・ 土木工事 ・ 解体工事 ・ 産業廃棄物収集運搬・処理 ・ 骨材販売 ・ 運送業
事 業 拠 点	本社/中間処理場 (青森県南津軽郡田舎館村) エコプラントカワベ (青森県南津軽郡田舎館村)
主 要 取 引 先	青森県/田舎館村/高樋建設(株)/(株)桜庭建設/(株)丸純桜庭組/ (株)青南商事/(株)堀江組/(株)太陽地所/(有)サンビルド/福田道 路(株)弘前営業所/(株)荒鷲建設/(株)竹内組/日本中央競馬会他
関 連 会 社	有限会社小野商事運輸

<本社前での集合写真>

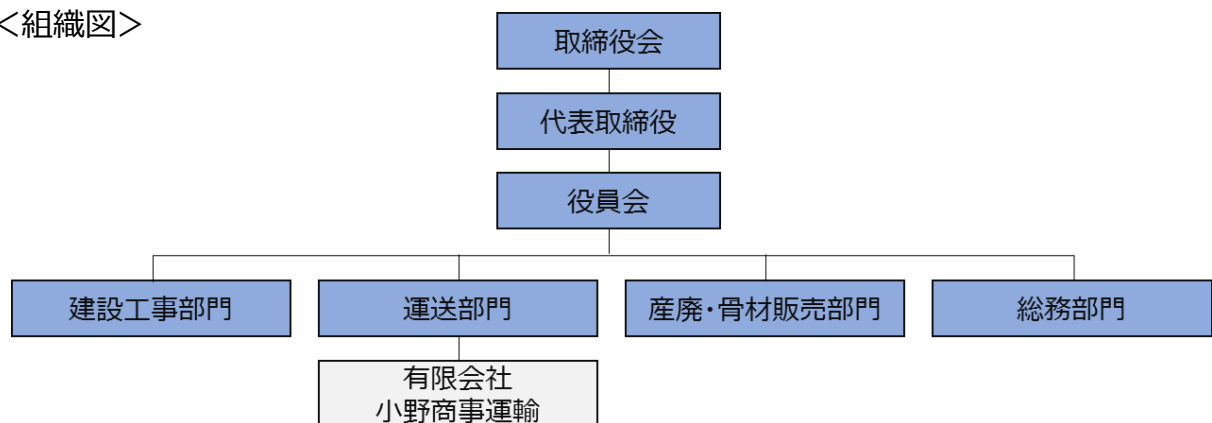


(出所)当社 HP より引用

【沿革】

1977年1月	株式会社丸勝小野商事 設立（資本金 500 万円）
1978年11月	一般建設業許可 取得（土木、とび・土工、石工、舗装、浚渫、水道施設）
1987年1月	砂利採取事業者 登録
1988年3月	採石業者 登録
1988年7月	産業廃棄物収集運搬業許可 取得（青森県）
1990年5月	自動車運送取扱事業 登録
1990年10月	資本金増資（2,000 万円）
1991年3月	特定建設業許可 取得（土木、とび・土工、石工、舗装、浚渫、水道施設）
1991年11月	産業廃棄物中間処理業（選別・焼却）許可 取得
1992年5月	資本金増資（3,600 万円）
1992年5月	産業廃棄物中間処理業（破碎）許可 取得
1999年9月	産業廃棄物中間処理業の事業範囲変更（分別）許可 取得
2000年7月	資本金増資（4,500 万円）
2001年6月	古物商許可 取得
2003年1月	産業廃棄物中間処理業の事業範囲変更（木くず破碎）許可 取得
2006年4月	一般建設業（建設業）許可 取得
2012年8月	一般貨物自動車運送事業許可 取得
2023年2月	〈あおぎん〉SDGs 取組評価サービスを活用し SDGs 宣言書を策定
2024年7月	産業廃棄物中間処理業の事業範囲変更（焼却施設）許可 取得
2025年1月	一般廃棄物処理業（焼却施設）許可 取得

＜組織図＞



（出所）当社へのヒアリングにより当行作成

(2) 事業活動

【事業内容】

当社は、骨材販売を祖業に 1977 年 1 月に青森県南津軽郡田舎館村にて設立。地元の建設工事業者を主要取引先とし、現在は産業廃棄物処理事業（中間処理業）を軸に 5 つの事業（建設業、解体工事業、産業廃棄物収集運搬・処理業、運送業、骨材販売業）を連携して活動している。営業エリアとしては、当社が所在する青森県南津軽郡を中心に、弘前市、黒石市をはじめとする青森県津軽地区や青森市周辺である。

- 建設業については、土木・建築業、舗装工事・造成工事をメインに、大規模な公共工事や地域活性化のための施設建設等に幅広く携わっている。また豪雪地帯として知られている青森県では必要不可欠である除雪事業にも携わっており、冬期間には自治体や地元施設からの委託に基づき除雪業務を行っている。
- 解体工事業については、一般木造家屋から鉄骨造や鉄筋コンクリート造の構築物など、幅広い解体工事に対応している。解体された廃棄物は、環境に配慮して適正な処理を行っている。

＜除雪作業の様子＞



＜解体工事の様子＞



(出所)当社 HP より引用

- 産業廃棄物収集運搬・処理業については、解体工事業者や取引工事業者より排出される廃棄物を自社保有する焼却炉及び破碎施設で安全に焼却及び処理すると共に、有効資源として活用できるものは適正処理された後にリサイクルされる。廃棄物の安定的な連続処理のため、三交代 24 時間体制で稼働を行っている。直近においては、2025 年 3 月に一般廃棄物処理業（焼却施設）許可を取得しており、2025 年 11 月には弘前市から一般廃棄物収集運搬業許可も取得している。

- 運送業については、関連会社の「有限会社小野商事運輸」と連携し、産業廃棄物の収集運搬をはじめ、資材・重機車両・重量物運搬などにも柔軟に対応している。幅広いニーズに対応するため、小型から大型トレーラーまで多種多様な車両を保有している。
- 骨材販売業については、当社所有の骨材採取現場にて大規模な山砂、白砂の採取を行い販売している。山砂は上下水道の埋戻しに、白砂は造成工事に使用されており、青森空港の滑走路延長工事の際には、34 万 t の当社の白砂が造成材として使用されるなど、地域内の工事に欠かせない建設資材となっている。当社の骨材採取場では合計 178 万 t もの上質な骨材を採取することができ、骨材採取現場にて直接、取引業者へ引き渡しを行うほか、運送部門と連携し作業現場への納入も行っている。

＜運送車両＞

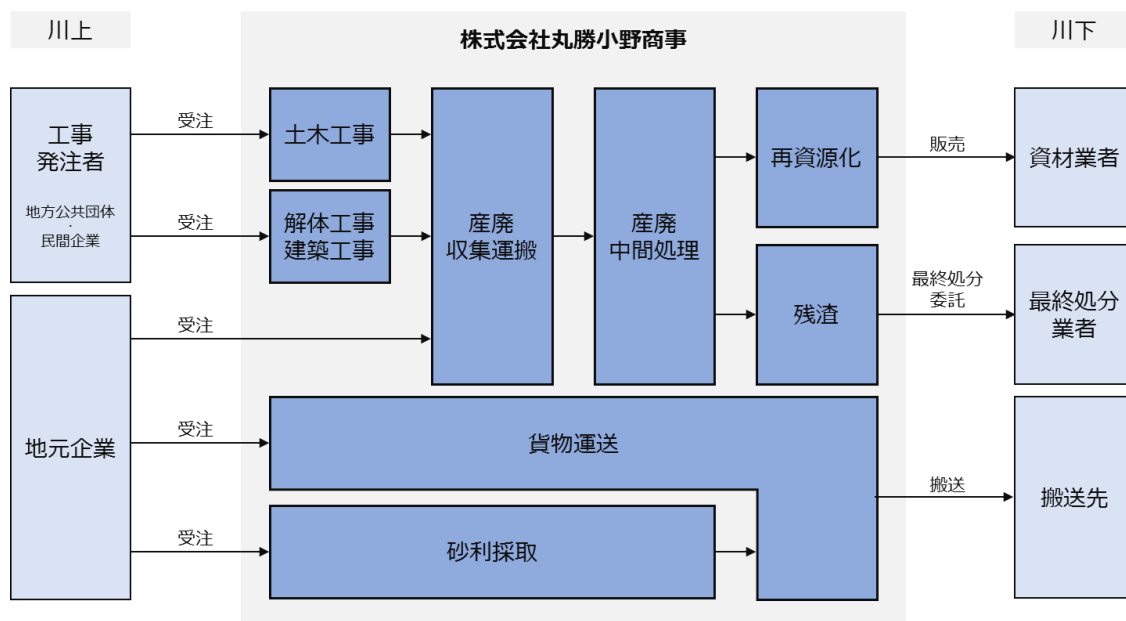


＜骨材採取現場＞



(出所) 当社 HP より引用

＜ビジネス商流図＞



(出所) 当社へのヒアリングにより当行作成

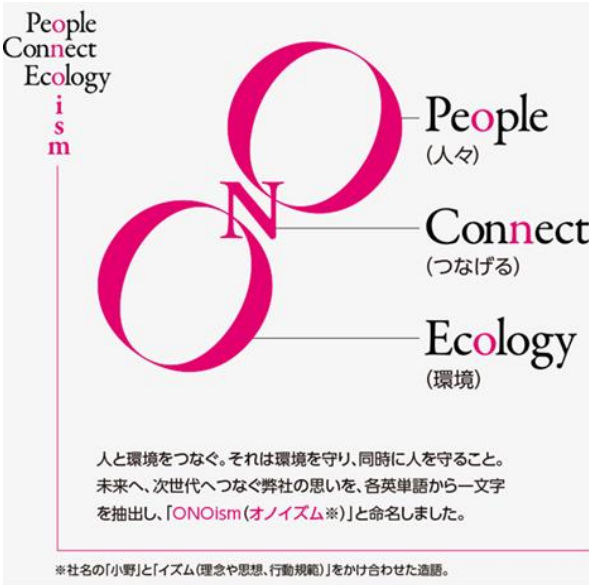
(3) 経営方針

当社の経営方針を以下のように定め、ホームページでの公表を行っている。

経営方針

ONoism(オノイズム)

「環境を守る」こと、それは「人を守る」こと。



人と環境をつなぐ。それは環境を守り、同時に人を守ること。
未来へ、次世代へつなぐ弊社の思いを、各英単語から一文字
を抽出し、「ONoism(オノイズム※)」と命名しました。

※社名の「小野」と「イズム(理念や思想、行動規範)」をかけた造語。

<代表メッセージ>

弊社は環境保全のプロフェッショナルとして、常に不法処理・不法投棄のない社会環境を目指し快適でクリーンな、住みよい環境づくりを推進し、循環型社会形成および安心・安全な情報化社会形成へのより一層の貢献を目指していきます。この事業を深く認識し、地球と人に優しい環境維持に貢献し、将来を担う子供たちへつなげて行きたいと思っております。

「これからも地域の皆さまに愛され、頼られる存在になっていきたい」そんな想いを胸に、私どもは、これからも地域の方々が快適な暮らしや事業を営めるよう、「地域に根差した会社」として事業展開を行ってまいります。

(出所) 当社 HP より引用し当行作成

(4) サステナビリティ

【SDGs 宣言書】

当社のサステナビリティに関する活動についての中長期的な方向性・具体的な取り組み内容を示した SDGs 宣言書を作成し、对外公表を行っている。



株式会社丸勝小野商事

SDGs 宣言書



当社は、経営理念である「**玉汗不滅**」を体現するため、SDGsの達成に向け、以下の取り組みを実施していくことを宣言します。

2023年 2月

テーマ	具体的な取組	関連するゴール
健康経営の推進と 社員の活力溢れる 職場環境の整備	・社員の健康維持に関する取り組みや就業規則の周知徹底を実施することにより、健康経営を推進し、社員一人一人が健康で活き活きと働ける職場環境を整備します。	
環境に配慮した 廃棄物処理事業と 循環型社会の実現	・廃棄物の受入量を今後増やしていくとともに、温室効果ガス排出量の把握・削減といった環境負荷軽減に取り組み、環境保全と循環型社会の実現に貢献します。	
“地域”とともに 持続可能な 地域社会の実現	・地域社会の一員として、地元での積極的な人材採用や次世代を担う子供たちへの教育活動に取り組み、持続可能な地域社会の実現に貢献します。	

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsとは

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、2015年9月に国連で採択された2030年までの国際目標。「地球上の誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能な社会の実現を目指しており、経済・社会・環境などの分野で17の目標と169のターゲットで構成されています。



（出所）当社 HP より引用

【サステナビリティへの取り組み】

A.環境面

■ 廃棄物処理事業を通じた地域の環境改善

- ・ 当社は産業廃棄物収集運搬・処理事業を広く展開することで、地域における公衆衛生の向上や自然環境の改善に貢献している。当社が保有する 2024 年 7 月に稼働開始した焼却炉は、「豎型ストーカ式（バーチカル炉）焼却炉」と呼ばれ、廃棄物を縦に積み重ねて下方から熱と空気を送り込み、自重で落下させながら乾燥・熱分解・燃焼・おき燃焼という流れで燃焼完結させる仕組みのため燃焼効率が高く、一般的な焼却方法と比べ排出ガスやダイオキシン類の発生を大幅に抑制することができている。処理した産業廃棄物は安全な二酸化炭素や水蒸気、廃棄物として最終的に排出されるため、クリーンな廃棄物処理が実現できている。また既存の焼却炉では受入れが不可能であった環境への害が大きい汚泥や廃油、廃アルカリの処理が可能となっており、当社が所在するエリアにおいては、当社でのみ処理が可能となっている。

＜新焼却炉＞



（出所）当社 HP より引用

- ・ 高性能な焼却炉の稼働により、廃棄物処理にかかる減容率は 95%と非常に高い水準となっており、最終処理される焼却灰等の発生が大きく抑制されている。これにより、用地確保や環境負荷が問題となっている最終処分場への負担を大きく軽減することにも貢献している。
- ・ 当社は土木工事、建築工事、解体工事、産業廃棄物の収集運搬から中間処理、運送、骨材供給までを一貫して担う体制を構築しており、当社の工事現場で発生する廃棄物は基本的に当社内での処理が可能であるため、廃棄物の処理工程を見据えた現場作業を行うことで廃棄物自体の発生量を抑制できている。

■ 地域循環型社会の実現への取り組み

- ・ 当社の工事で発生した廃棄物や他社から受け入れした廃棄物については可能な限り再利用や再資源化を行っており、また廃棄物の焼却工程で発生する熱を有効活用するなどの取り組みを通じて、地域における循環型社会の実現に貢献している。これらの取り組みは、廃棄物の発生抑制と新たな資源の創出が同時実現できていることに加え、天然資源の採取量抑制や製品化工程における CO₂ 排出量の抑制につながっている。

＜アスガラ・コンガラの破碎処理＞



＜木材の破碎処理＞



（出所）当社 HP より引用

- ・ 解体工事後に残るコンクリートガラやアスファルトガラの破碎・選別などを行う施設を有しており、リサイクル処理により建設資材として生まれ変わった「再生砕石」は、主に路盤材として幅広い地域で有効活用されている。
- ・ 解体工事等により発生した木くずについては、田舎館村工業団地内に有するリサイクル施設「エコプラントカワベ」での木材破碎処理を経て、再生木材チップの製造を行っている。この施設で製造された木材チップは、製紙会社で使用されていた化石燃料の代替燃料として使用されており、地域の再生可能エネルギーへのアクセス向上にも貢献している。
- ・ 焼却炉での焼却時に発生する余熱を有効活用したハウス栽培の運営も計画している。焼却炉内に通した温水管を介してハウス内に熱を供給することで、植物の生育を促進する仕組みとなっており、現在はライチやミョウガ、フィンガーライム、チェリモヤなどの栽培を試験的に行っている。

＜開花したライチの花＞



（出所）当社提供資料

■ CO₂ 排出量削減に向けた取り組み

- 当社は SDGs 宣言書にて、“CO₂ 排出量の把握や削減に向けた取り組みを行っていく”としており、現在具体的な取組方法について検討を行っている段階にある。既に実施している取り組みとしては、電力使用量の削減に向けて事業所及び工場内の照明の LED 化や省エネ設備への更新を進めている。また保有する車両・重機については、低燃費認証を取得している社用車は 1 台、重機は 1 台となっているが、アイドリングストップの徹底に加え、設備更新の都度、燃費性能が高い車両・重機への切替を行っていくことでガソリン・軽油の使用量削減に努めていく方針である。

【保有車両一覧】※2026 年 2 月時点

保有車両・台数			
普通車両	16 台	ダンプカー	17 台
トラック・ユニック	11 台	ショベル・バックホー	21 台

(出所)当社資料より当行作成

■ 環境面に関する取り組みの高度化

- 当社は高性能な焼却炉の運用による環境や生態系への負荷を大きく抑えるほか、工事や砂利の採取作業による自然環境の影響にも十分に配慮を行っている。作業前の環境面への影響調査や発生した廃棄物について自社内で適切な処理を行う業務フローを確立している。これらの取り組みの高度化に向けて「エコアクション 21」の認定取得を検討しており、上述の廃棄物削減や CO₂ 排出量の削減に加え、事業による自然環境や生物多様性等への負荷軽減を体系的に整備していく方針としている。
- 環境保全への取り組みとしては、毎年 4 月に田舎館村と協力し、「クリーンアップ活動」を行っている。本社周辺の道路・公園・公共施設等に捨てられた缶や空き瓶等のごみ拾いを通じて、地域の景観と心地良い住環境づくりに貢献している。

＜クリーンアップ活動の様子＞



(出所) 当社 HP より引用

B.社会面

■ 安心安全な労働環境の整備

- ・ 有給休暇の取得については、役員や各部門長の積極的な取得推奨により、2025 年度の平均有給休暇取得日数は青森県平均が 10.5 日に対し、14.5 日と比較的高い水準となっている。残業時間については、24 時間三交代体制での焼却炉運営や工事現場の休日稼働などにより 2025 年度の平均実績は 19.5 時間となっているが、労働基準法を遵守しつつ残業時間の抑制に向けた業務効率化などを推進している。健康診断については 2025 年度の受診率は 100%であり、再検査対象者には説明会を開催し再受診を促すなど健康増進に向けた取り組みも行っている。また健康経営に関する取り組みの高度化に向けて、「健康経営優良法人認定」の取得を検討している。
- ・ 産業廃棄物処理業は、重量物の運搬や重機・機械による作業が多いことから、他産業と比較して労働災害リスクが高い業種であるが、当社では毎年作成する安全衛生管理計画表に基づいて、労災発生防止に向けた対策を行っている。2025 年度の労災発生件数は 2 件となっているが、再発防止に向けて、従業員が体験した「ヒヤリハット」を定期ミーティングで共有することで、労災発生を未然に防ぐ対策を講じている。加えて、心理的安全性が確保される職場環境となるよう、「ヒヤリハット」を報告した職員は社内評価の対象としている。

<令和 8 年度（1 月～12 月）安全衛生管理計画表>

基本方針	・ 安全衛生管理体制を確立し、全社全部署協力の下自主的に安全衛生活動に取り組み、安全衛生水準の向上を目指す ・ 安全衛生教育を推進し、安全作業の定着を図る ・ 全従業員の健康の保持増進と快適な職場環境の形成を促進する ・ 労働安全衛生関係法令を遵守する ・ 設備・機械・車両の安全化を図る
重点施策	・ 安全衛生管理体制の充実強化 ・ 日常的安全衛生活動の展開 ・ 危険・有害要因の除去・低減（リスクアセスメントの実施） ・ 施設・機械設備の安全化の促進 ・ 作業方法の安全化 ・ 安全衛生教育の推進 ・ 作業環境の改善・職業性疾病の防止 ・ 健康保持増進対策の推進（受動喫煙防止対策を含む。） ・ 安全衛生行事の実施

（出所）当社資料より当行作成

■ 従業員のスキルアップ支援

- 当社は従業員の人材育成の一環として、資格取得を通じたスキルアップ支援を行っている。工事現場においては、特殊車両の運転や資格保持者の配置が必須となる機会が多いことから、従業員の積極的な資格取得を推進している。会社が指定する資格の取得費用は会社負担としており、従業員の経済的負担軽減やモチベーション向上につなげている。

【従業員の保有資格】 <2025 年 12 月時点実績>

資格	人数	資格	人数
一級土木施工管理技士	3 人	二級建築士	2 人
一級建築施工管理技士	1 人	二級建設機械施工技士	3 人
二級土木施工管理技士	4 人	一級とび技能士	1 人
二級建築施工管理技士	1 人	測量士補	1 人
解体工事施工技士	6 人	一級舗装施工監理技術者	1 人
運行管理者	2 人	第一種衛生管理者	1 人
公害防止管理者（大気 4 種）	1 人	砕石業務管理者	2 人
ダイオキシン類公害防止管理者	1 人	一般粉塵関係公害防止管理者	1 人
破砕・リサイクル施設技術管理士	3 人	中間処理施設技術管理士	1 人
最終処分場技術管理士	1 人	産業廃棄物焼却施設技術管理士	2 人
大型一種免許	20 人	ごみ処理施設技術管理士	1 人
宅地建物取引士	1 人	大型特殊免許	23 人

（出所）当社資料より当行作成

■ 働きやすい労働環境の整備

- 賃金水準については、賃金構造基本統計調査における青森県のサービス業（他に分類されないもの）の平均水準を上回る水準であり、非正規雇用者も対象とした法定の福利厚生や社会保険を含む各種手当についても一通り充足している。
- 女性従業員比率は 19%となっており、全ての従業員が活躍できるよう時短勤務の制度整備や男女ともに育休を取得できる制度、ハラスメントの禁止を明記した就業規則を整備している。また更なる取り組みの高度化に向けて、「えるぼし」や「くるみん」といった認定の取得も検討している。障がい者雇用は法定雇用を上回る水準であり、対応するための職場整備など、誰もが働きやすい労働環境の整備を行っている。

■ 地域雇用促進に向けた活動

- 当社の小野智史代表取締役は、「一般社団法人青森県専門工事業担い手確保推進協議会」の副理事長を兼務している。当協議会は、青森県における建設業の次世代を担う人材の雇用・育成に向けて幅広い活動を展開している団体である。当社は、当協議会と連携して学生向け企業説明会や職業体験会を実施しており、地元の若手人材の雇用や建設関連業界の認知度向上及び活性化に寄与している。また当社としても若者が働きやすい環境を整備するため、採用活動や雇用管理の整備を通じて「ユースエール認定」を取得することを検討している。

＜企業説明会の様子＞



＜職場見学会の様子＞



(出所)当社提供資料

- また当社は、当行の「SDGs 取組評価サービス」を活用し、2023年2月に「SDGs 宣言書」を策定している。2024年2月には地域の子供の教育支援などを目的としたSDGs 私募債「未来の創造」の発行を通じて地元小学校への寄贈も行っている。

＜寄贈式の様子＞



(出所)当社提供資料

C.経済面

■ 地域基盤支援・産業需給の安定化

- ・ 当社は産業廃棄物処理を中心に、土木・解体工事や骨材販売、運送等の事業を一体的に展開することで、地域の社会的インフラ維持・産業活動支援に貢献している。また地域内で災害が発生した際に、早期に廃棄物処理するための体制を整備している。
- ・ 自治体に代わり高度な廃棄物処理を民間で整備・運営することは、公共投資及び維持管理コストの削減にも寄与しており、取引先の中小零細の事業者においても、当社のワンストップ体制により処理コスト・管理コスト・輸送コストを総合的に低減できるため、採算性向上の効果をもたらしている。
- ・ 当社は自社収益の確保にとどまらず、地域経済全体の効率性と持続性を高める役割を担っており、将来的には、地域の成長をリードする中核企業として「地域未来牽引企業」の認定取得も目指している。

＜本社及び周辺施設＞



(出所)当社提供資料

- ・ 社会貢献の取り組みとして、定期的な献血活動を行うほか、卓球の普及活動や地元のサッカークラブへの協賛など地域活性化に向けた取り組みも積極的に行っている。

＜献血の様子＞



＜卓球普及活動＞



＜当社協賛のサッカークラブ＞



(出所)当社提供資料

2. インパクトの特定・評価

(1) インパクト分析

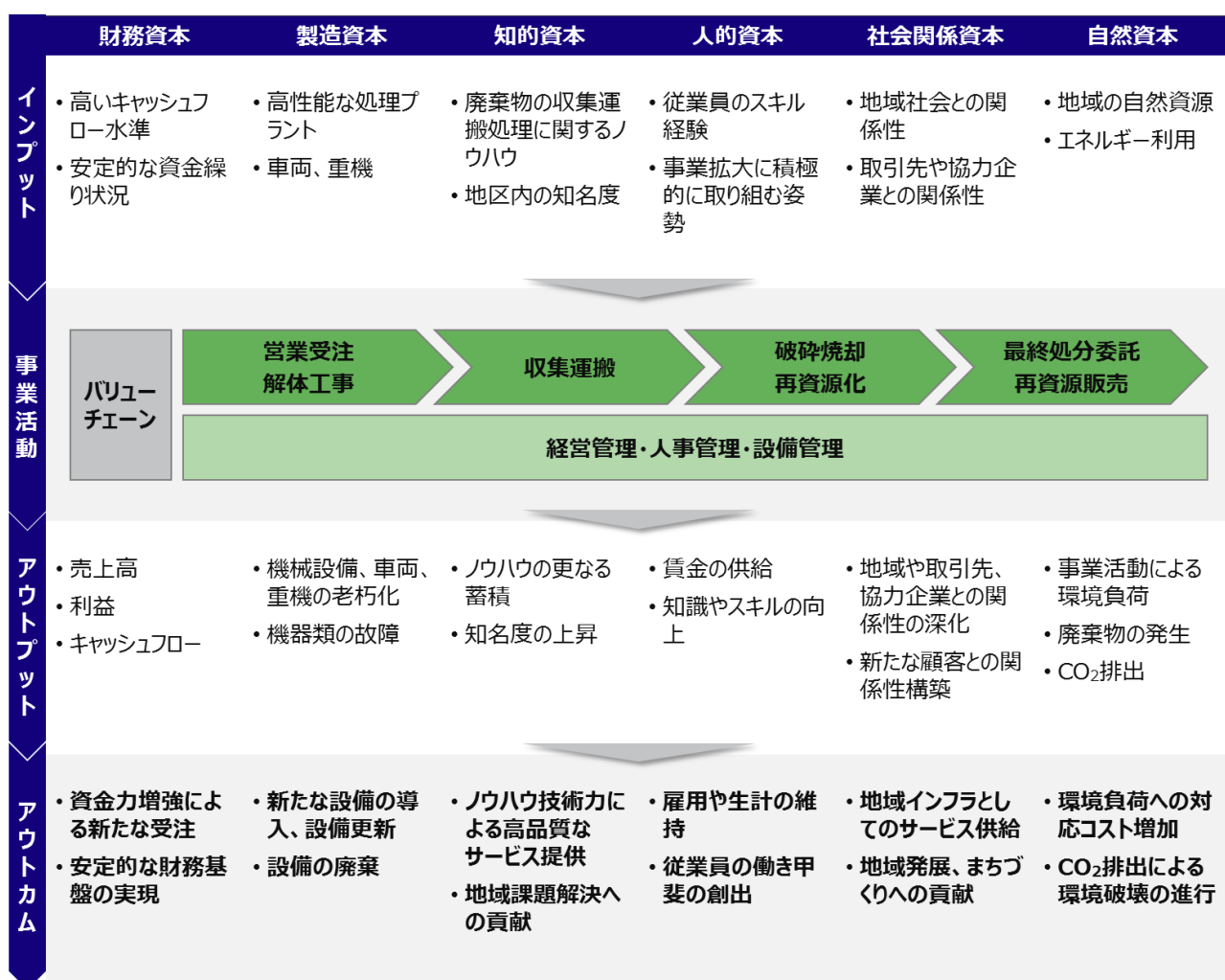
UNEP FI が公表しているインパクトレーダーにより特定された当社のポジティブインパクト（PI）及びネガティブインパクト（NI）は以下の通り。

国際標準産業分類			4290 その他土木 工事建設業		4311 解体		3811 非有害廃棄 物の収集		3821 非有害廃棄 物の処理お よび処分		3830 材料回収		4669 廃棄物およ びスクラップ およびその他 の製品の卸 売業		4923 陸路貨物運 送業		0810 石、砂、粘 土の採石業	
大分類	インパクトエリア	インパクトトピック	PI	NI	PI	NI	PI	NI	PI	NI	PI	NI	PI	NI	PI	NI	PI	NI
社会	人格と人の安全保障	紛争																●●
		現代奴隷		●●		●●												●●
		児童労働																●●
		データプライバシー																
		自然災害		●●		●●									●●			●●
	健康および安全性	—		●●		●●		●		●		●		●		●●		●●
		水					●		●									●●
	資源とサービスの入手可 能性、アクセス可能性、 手ごろさ、品質	食料							●									
		エネルギー							●									
		住居																
		健康と衛生					●●		●●		●●		●					
		教育																
		移動手段													●			
		情報																
		コネクティビティ																
		文化と伝統		●			●											●●
		ファイナンス																
	生計	雇用	●		●		●		●		●		●		●		●	
		賃金	●	●●	●	●●	●	●	●	●	●	●	●		●		●	●●
		社会的保護		●		●		●		●		●		●		●		●
	平等と正義	ジェンダー平等																●●
		民族・人種平等		●●		●●												●●
		年齢差別																
		その他の社会的弱者		●●		●●												
経済	強固な制度・平和・安定	法の支配																●●
		市民的自由																
	健全な経済	セクターの多様性																
		零細・中小企業の繁栄	●		●		●		●		●		●		●			●
	インフラ	—	●●		●●												●	
自然環境	気候の安定性	—		●●		●●		●		●		●		●		●●		●●
		水域		●		●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●	●		●●		●●
	生物多様性と生態系	大気		●		●	●●	●	●●	●●	●●	●		●		●●		●●
		土壌		●●		●●	●●	●●	●●	●●	●●				●●		●●	
		生物種		●●		●●	●●	●●	●●	●●	●●		●		●●		●●	
		生息地		●●		●●	●●	●●	●●	●●	●●		●		●●		●●	
		資源強度		●●		●●	●	●	●	●	●●	●	●		●●		●●	
	サーキュラリティ	廃棄物		●●		●●	●●	●	●●	●	●●	●	●		●		●●	

●：関連のあるカテゴリ、●●：関連の強いカテゴリ

(2) ロジックモデルによる整理

当社のバリューチェーンに基づきロジックモデルを作成し、以下のように当社のインパクトを整理した。ロジックモデルにおいては、6つの資本（財務資本、知的資本、人的資本、製造資本、社会関係資本、自然資本）の観点から、どのような「インプット」を用いて「事業活動」を行い、その結果としてどのような「アウトプット」が生じるか、そしてそのアウトプットがどのような「アウトカム」を引き起こすかの整理を行った。



(3) インパクトの特定

以上の分析を踏まえて、事業や取り組みによるインパクトを以下のように特定した。

取組内容	特定するインパクト
■ 廃棄物処理事業を通じた地域の環境改善	PI：健康と衛生、水域、大気、土壌、生物種、生息地、廃棄物 NI：廃棄物
■ 地域循環型社会の実現への取り組み	PI：食料、エネルギー、気候の安定性、資源強度、廃棄物 NI：資源強度、廃棄物
■ CO ₂ 排出量削減に向けた取り組み	NI：気候の安定性、資源強度
■ 環境面に関する取り組みの高度化	NI：気候の安定性、水域、大気、土壌、生物種、生息地、資源強度、廃棄物
■ 安心安全な労働環境の整備	NI：健康および安全性
■ 従業員のスキルアップ支援	PI：教育 NI：社会的保護
■ 働きやすい労働環境の整備	PI：雇用、賃金、 NI：社会的保護、ジェンダー平等、その他の社会的弱者
■ 地域雇用促進に向けた活動	PI：雇用
■ 地域基盤支援・産業需給の安定化	PI：移動手段、零細・中小企業の繁栄、インフラ

インパクトレーダーにより特定されたものの、インパクト特定しないものは以下の通り。

大分類	インパクトエリア	インパクトトピックス	PI/NI	変更理由
社会	人格と人の安全保障	紛争	NI	・ 骨材は自社が保有する採取場内での採取を行っており、紛争等が発生する可能性はないため。
		現代奴隷	NI	・ 法令やコンプライアンスを遵守した雇用を行っており、事業活動の中で強制労働を強いることはないため。
		児童労働	NI	・ 法令やコンプライアンスを遵守した雇用を行っており、児童や未成年の従事を強いることはないため。
		自然災害	NI	・ 土木・解体工事や骨材採取に関する影響調査の実施や、運輸部門における環境配慮型車両への順次更新などにより、自然災害を誘発するような要因を十分に抑制しているため。
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	PI	・ 水源の保全やきれいな水へのアクセスに関する事業を行っていないため。
			NI	・ 骨材採取前の影響調査により、飲料水の汚染等につながる要因を十分に抑制しているため。
		文化と伝統	PI	・ 伝統的な文化や遺跡の保存に関する事業を行っていないため。
			NI	・ 土木工事や骨材採取について事前調査の実施により、文化遺産等を侵害する可能性はないため。
	生計	賃金	NI	・ 地区内の業界水準を上回る賃金水準かつ収入も安定的であるため。
	平等と正義	民族・人種平等	NI	・ 外国人労働者は採用していないが、民族や人種による差別がない、多様な人材が活躍できる環境を整備しているため。
経済	強固な制度・平和・安定	法の支配	NI	・ コンプライアンスを遵守しており、汚職や法令違反が発生する可能性はないため。
	健全な経済	零細・中小企業の繁栄	NI	・ 骨材の採取量は限定的であり、商取引において優越的な立場等を濫用することはないため。

最終的に特定された当社のインパクトは以下の通り。

当社全体			修正前		⇒	修正後	
大分類	インパクトエリア	インパクトトピック	PI	NI		PI	NI
社会	人格と人の安全保障	紛争		●			
		現代奴隷		●			
		児童労働		●			
		データプライバシー					
		自然災害		●			
	健康および安全性	－		●			●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	●	●			
		食料			●		
		エネルギー	●		●		
		住居					
		健康と衛生	●		●		
		教育			●		
		移動手段	●		●		
		情報					
		コネクティビティ					
		文化と伝統	●	●			
		ファイナンス					
	生計	雇用	●		●		
		賃金	●	●	●		
		社会的保護		●			●
	平等と正義	ジェンダー平等		●			●
		民族・人種平等		●			
		年齢差別					
		その他の社会的弱者		●			●
経済	強固な制度・平和・安定	法の支配		●			
		市民的自由					
	健全な経済	セクターの多様性					
		零細・中小企業の繁栄	●	●	●		
	インフラ	－	●		●		
自然環境	経済収束	－					
	気候の安定性	－	●	●	●		●
	生物多様性と生態系	水域	●	●	●		●
		大気	●	●	●		●
		土壌	●	●	●		●
		生物種	●	●	●		●
		生息地	●	●	●		●
	サーキュラリティ	資源強度	●	●	●		●
		廃棄物	●	●	●		●

(4) インパクトニーズの確認

A. 日本におけるインパクトニーズ

「SDGs インデックス&ダッシュボード」を参照し、国内のインパクトニーズと当社のインパクトを確認する。

「SDGs インデックス&ダッシュボード 2025」は、SDGs の 17 の目標別に日本の達成度を表している。「緑は目標達成」、「黄は課題が残る」、「橙は大きな課題が残る」、「赤は重要な課題が残る」としている。

当社のインパクトに対する SDGs は「5,8,11,12,13,14,15」に対して、日本のインパクトニーズでは、「6,8」においては課題が残る、「11」においては大きな課題が残る、「12,13,14,15」においては重要な課題が残るようになっており、国内のインパクトニーズと当社のインパクトが一定の関係性があることを確認した。



(出所) SDGs インデックス&ダッシュボードより引用

B.青森県におけるインパクトニーズ

当社の主な事業エリアである青森県では、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」(2024-2028)を策定している。当計画の推進にあたっては、SDGs 17のゴールとの関連性を念頭に各事業を企画・立案し、SDGsの理念を踏まえながら各種施策を展開し、SDGsの取組主体となる市町村や企業、関係団体等への情報発信や、取り組みを「見える化」する制度の運用等により、県民のSDGsに対する認知度向上と主体的な取り組みを促していくものと記載されている(第6章「計画の推進」)。

今回特定した当社のインパクトに対するSDGsのゴールは、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」とも概ね整合しており、当社の取り組みは青森県においても重要度が高いものと判断できる。

3 SDGsの理念を踏まえた各種施策の展開

グローバル化が進展する中で、経済・社会・環境をめぐる広範な課題を統合的に解決することを目指すSDGs(持続可能な開発目標)への取組が、国際社会全体で進められています。SDGsの17のゴール(目標)の達成に向けては、一人ひとりが自分事として考え、行動することが重要であるとともに、これら17のゴール(8つの優先課題⁴⁹を含む)はこの計画における各政策・施策とも関わりが深いものとなっていることから、計画の推進に当たっては、SDGsの17のゴールとの関連性を念頭に各事業を企画・立案し、SDGsの理念を踏まえながら各種施策を展開します。

また、SDGsの取組主体となる市町村や企業、関係団体等への情報発信や、「青森県SDGs取組宣言登録制度」の運用等により、県民のSDGsに対する認知度向上と主体的な取組を促していきます。

参考:青森県基本計画の政策体系とSDGsの8つの優先課題との関連

SDGsの8つの優先課題	あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現	健康・長寿の達成	成長市場の創出・地域活性化・科学技術イノベーション	持続可能な強靱な国土と質の高いインフラの整備	省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会	生物多様性、森林、海洋等の環境の保全	平和と安全・安心社会の実現	SDGs実施推進の体制と手段
所得向上と経済成長	●		●					
健康を支える医療環境の向上と共生社会の実現	●	●					●	
こどもの健やかな成長	●	●	●				●	
自然環境との調和とその活用	●		●		●	●		●
国内外とつながる交流・物流の拡大	●		●	●				
持続可能な地域社会の形成	●		●				●	
安全で利便性の高いインフラの整備	●		●	●	●		●	
計画の推進	●							●

※●は特に関連性の強い項目

49 8つの優先課題:国は、「SDGs実施指針」において、SDGsの17のゴールと169のターゲットのうち、日本として特に注力すべきものとして8つの優先課題を決定しています。

(出所) 青森県基本計画より引用

C. 当行が認識する社会課題との整合性

当行親会社であるプロクレアホールディングスでは、2022年4月に「サステナビリティ方針」を策定し、持続可能な地域社会の実現に貢献することを目指している。2024年2月にはプロクレアグループが地域課題の解決を目的として、事業活動において優先的に取り組むべきマテリアリティ（重要課題）を特定し、各マテリアリティに関連してプロクレアグループの事業活動が地域に対しどのようなインパクトを与えるのかを整理するとともに、プロクレアグループの主要な取り組みについて KPI を設定している。

当社の特定したインパクトと当行のサステナビリティ方針は方向性が一致しており、全体的に整合的であると言える。

プロクレアホールディングス サステナビリティ方針

彩り豊かな未来を、
次の世代に

私たちは、愛する“ふるさと”を美しいまま
次の世代に受け継いでいくため、
彩り豊かな未来の創造に向けて挑戦してまいります。
地域におけるあらゆる課題や無限の可能性と向き合い、
環境、社会、ガバナンスの観点から持続可能な事業活動を通して
皆さまとともに歩み続けます。

地域課題を踏まえたマテリアリティ

(※) <サステナブルファイナンスの定義>

環境課題や社会課題を解決し、持続可能な社会を実現するための投融資

テーマ	マテリアリティ	概要	主な取り組み項目	実績 (2024年度までの累計) / KPI(2030年度末まで)	地域へのアウトカム
地域経済	地域経済活性化の支援	●人口減少や少子高齢化等の社会課題に直面する地域・取引先を多面的に支援し、地域経済の活性化を牽引する。	●社会課題解決に取り組む企業の伴走支援 ●金融教育の提供	サステナブルファイナンス実行額 1,267億円 / 6,000億円	●事業先数の増加 ●後継者不在を理由とした廃業先の減少 ●県内就業者の増加 ●金融リテラシー向上と安定的な資産形成の実現
	地域資源の付加価値向上	●歴史・文化や人材をはじめとする有形・無形の地域資源の付加価値向上や、新たな地域資源の発掘に取り組む。 ●地域の行政やコミュニティ・若者等と、地域資源活用に向け協働する。	●地域の持続可能性向上に向けた地公体との連携 ●地域資源を有効活用する新規事業発掘 ●地域のDX推進の支援	新規事業シーズ発掘件数 6件 / 100件	●地域資源を有効活用した新規事業の増加 ●高いスキルを持つ人材の県内での活躍 ●ふるさとの魅力向上
自然環境	気候変動・脱炭素への対応	●当社グループのGHG排出量削減に取り組む。 ●地域・取引先の気候変動対策への取り組みを推進する。	●サステナブルファイナンス(うち環境分野)の推進 ●TCFD/Scope1~3のGHG排出量の算定と削減策推進 ●取引先との気候変動対応に向けた対話促進	サステナブルファイナンス実行額(うち環境分野) 404億円 / 2,000億円	●青森県のGHG排出量削減目標(2013年度→2030年度で51.1%削減)、2050年カーボン・ニュートラルの達成 ●気候変動対応や脱炭素に取り組む取引先の増加、地域のレジリエンス強化
	自然環境保全への貢献	●自然環境・生物多様性の保全に取り組む。 ●自然環境と支え合う関係にある農林水産業の持続的な発展を支援する。	●サステナブルファイナンス(うち農林水産分野)の推進 ●農林水産業スマート化支援 ●森林保全や海岸美化活動への取り組み	サステナブルファイナンス実行額(うち農林水産分野) 106億円 / 1,000億円	●農林水産業の生産性向上 ●森林保全、海岸美化の進展
人的資本	自律人材の育成・活躍促進	●職員の成長マインドの醸成と成長機会の提供により、一人ひとりの自律的な専門性向上・能力発揮を促す。	●職員の自律的キャリア形成の支援 ●経営戦略に沿ったスキルの習得支援 ●リスキリング促進や外部スキルの取り込みによる人材活用領域の拡大 ●地域課題解決に向けた人材活躍の支援	サステナビリティ関連資格取得者数 265人 / 500人	●高いスキルや専門性を活用した、地域課題の解決に向けた取り組みの進展 ●職員のエンゲージメント向上、定着率向上
	ダイバーシティ&インクルージョンの推進	●職員の働きやすい環境、柔軟な働き方の整備、及び活躍機会の提供により、多様な人材の活躍を推進する。 ●多様性を活かす取り組みについて情報発信を行い、地域におけるD&Iをリードしていく。	●働きやすい環境の整備 ●柔軟な働き方の推進(フレックスタイム・テレワーク等) ●シニア・障がい者雇用 ●D&Iの取り組みに係る対外情報発信	管理職以上に占める女性の割合 21.8% / 2030年3月末において 30%以上	●地域におけるD&Iの浸透 ●シニア・障がい者の雇用促進

(出所) 株式会社プロクレアホールディングス「統合報告書 2025」より引用

(5) インパクトの評価

特定したインパクトの発現状況をファイナンス後に測定可能なものとするため、それぞれに対し、目標と KPI を設定する。

■ 地域循環型社会の実現への取組

インパクトの種類	社会面において PI を増大 環境面において PI を増大/NI を低減
インパクトカテゴリ	PI：エネルギー、気候の安定性、資源強度、廃棄物 NI：資源強度、廃棄物
関連する SDGs	 
目標と KPI	① 可燃物の再資源化率の向上 KPI：毎年度 97%以上（2025 年度実績：92.8%） ② 不燃物の再資源化率の維持 KPI：毎年度 95.8%以上を維持（2025 年度実績：95.8%）

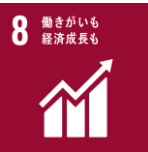
■ CO₂ 排出量削減に向けた取り組み

インパクトの種類	環境面において NI を低減
インパクトカテゴリ	NI：気候の安定性、資源強度
関連する SDGs	 
目標と KPI	① CO ₂ 排出量の算定 KPI：2027 年度までに実施（2025 年度実績：未着手） ② CO ₂ 排出量削減計画の策定 KPI：2028 年度までに実施（2025 年度実績：未着手） ③ ①②達成後、CO ₂ 排出量削減計画に基づいた取り組み実施 KPI：毎年度の実施（2025 年度実績：未着手） ④ 売上高当たりのガソリン使用量の削減 KPI：毎年度 1%削減（2025 年度実績：29.5 L/百万円） ⑤ 売上高当たりの軽油使用量の削減 KPI：毎年度 1%削減（2025 年度実績：347.5 L/百万円） ⑥ 売上高当たりの電気使用量の削減 KPI：毎年度 1%削減（2025 年度実績：1,012.3kW/百万円）

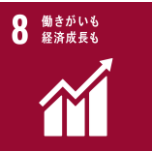
■ 環境面に関する取り組みの高度化

インパクトの種類	環境面において NI を低減
インパクトカテゴリ	NI：気候の安定性、水域、大気、土壌、生物種、生息地、資源強度、廃棄物
関連する SDGs	   
目標と KPI	① エコアクション 21 の認証取得・維持 KPI：2028 年度までに認証取得（2025 年度実績：未取得）

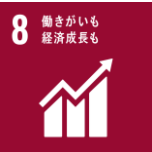
■ 安心安全な労働環境の整備

インパクトの種類	社会面において NI を低減
インパクトカテゴリ	NI：健康および安全性
関連する SDGs	
目標と KPI	① 健康経営優良法人認定の認証取得・維持 KPI：2028 年度までに認証取得（2025 年度実績：未取得） ② 年次有給休暇の取得率向上 KPI：毎年度 100%取得（2025 年度実績：83.7%） ③ 年次平均残業時間の削減 KPI：毎年度 1%削減（2025 年度実績：240 時間） ④ 休業 4 日以上の労働災害の発生防止 KPI：毎年度 0 件（2025 年度実績：2 件）

■ 従業員のスキルアップ支援

インパクトの種類	社会面において PI を増大/NI を低減
インパクトカテゴリ	PI：教育 NI：社会的保護
関連する SDGs	
目標と KPI	① 従業員の資格取得件数の増加 KPI：毎年度 20 件取得（2025 年度実績：12 件）

■ 働きやすい労働環境の整備

インパクトの種類	社会面において PI を増大/NI を低減
インパクトカテゴリ	PI：雇用、賃金 NI：社会的保護、ジェンダー平等
関連する SDGs	 
目標と KPI	① えるぼし認定の認証取得・維持 KPI：2028 年度までに認証取得（2025 年度実績：未取得） ② くるみん認定の認証取得・維持 KPI：2028 年度までに認証取得（2025 年度実績：未取得） ③ 女性従業員割合の維持 KPI：毎年度 20%以上を維持（2025 年度実績：19%） ④ 男女を合わせた育児休暇取得率の 100%維持 KPI：毎年度 100%を維持（2025 年度実績：100%）

■ 地域雇用促進に向けた活動

インパクトの種類	社会面において PI を増大
インパクトカテゴリ	PI：雇用
関連する SDGs	
目標と KPI	① ユースエール認定の認証取得・維持 KPI：2028 年度までに認証取得（2025 年度実績：未取得）

■ 地域基盤支援・産業需給の安定化

インパクトの種類	経済面において PI を増大
インパクトカテゴリ	PI：零細・中小企業の繁栄、インフラ
関連する SDGs	
目標と KPI	① 地域未来牽引企業認定の認証取得・維持 KPI：2028 年度までに認証取得（2025 年度実績：未取得） ② 産業廃棄物の受入量増加 KPI：毎年度 4 万 t 以上を維持（2025 年度実績：3.8 万 t） ③ 完工高の増加 KPI：毎年度 1%増加（2025 年度実績：607.4 百万円）

【特定したネガティブインパクトに対して KPI を設定しない理由】

大分類	インパクト	KPIを設定しない理由
社会	その他の社会的弱者	障がい者を法定雇用水準以上の2名雇用しており、対応する勤務環境の整備など、多様な人材が活躍できるような環境整備を十分に行っているため。

3. モニタリング

(1) 当社におけるモニタリング体制

当社では、本ファイナンスに取り組むにあたり、代表取締役 小野 智史 氏が中心となり、インパクトの特定及び目標と KPI の策定を実施した。

本ファイナンス実行後においては、以下の通り担当者を定め、各 KPI の達成状況について定期的に管理・確認を行っていく方針である。

(KPI 管理責任者)	代表取締役	小野 智史 氏
(モニタリング担当者)	取締役管理部長	小野 敬之 氏

なお、各 KPI の達成状況については、決算期末より 4 ヶ月以内に当行に対して報告する予定である。

(2) 当行によるモニタリング体制

PIF の契約期間中においては、本ファイナンスで策定した KPI の達成状況について、当社と当行が年 1 回以上の話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。KPI の進捗状況に応じて、当行は KPI の達成に向けたサポートを適宜実施する予定である。事業環境の変化等により当初設定した KPI が実情にそぐわなくなった場合は、当社と協議の上、再設定を検討する。

【本評価書に関する重要な説明】

1. 本評価書は、当行が現時点で入手可能な公開情報、当社から提供された情報や当社へのインタビューなどで収集した情報に基づいて、現時点での状況の評価したものであり、将来における実現可能性やポジティブな成果等を保証するものではありません。また、当行は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
2. 当行が本評価に際して用いた情報は、当行がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、これらの情報の正確性について独自に検証しているわけではありません。これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明または保証をするものではありません。
3. 本評価書に関する一切の権利は当行に帰属します。評価書の全部または一部を自己使用の目的を超えての使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）、または使用する目的で保管することは禁止されています。

（本件に関するお問い合わせ先）

〒030-8668

青森県青森市橋本一丁目 9 番 30 号

株式会社青森みちのく銀行

法人コンサルティング部

プランナー 葛西 慶諭

アソシエイト 富樫 龍也

TEL : 017-777-1120

第三者意見書

2026 年 3 月 31 日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社丸勝小野商事に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社青森みちのく銀行

評価者：株式会社青森みちのく銀行

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社青森みちのく銀行（「青森みちのく銀行」）が株式会社丸勝小野商事（「丸勝小野商事」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、青森みちのく銀行による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。青森みちのく銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、青森みちのく銀行にそれを提示している。なお、青森みちのく銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな

成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

青森みちのく銀行は、本ファイナンスを通じ、丸勝小野商事の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、丸勝小野商事がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

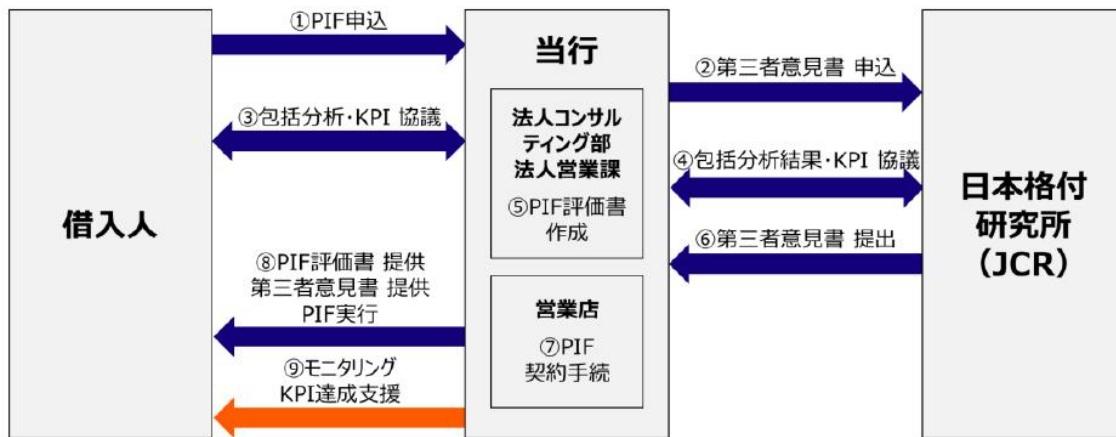
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、青森みちのく銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 青森みちのく銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

PIF評価体制図



(出所：青森みちのく銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、青森みちのく銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、青森みちのく銀行内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て青森みちのく銀行が作成した評価書を通して青森みちのく銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、青森みちのく銀行が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である丸勝小野商事から貸付人・評価者である青森みちのく銀行に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

任田 卓人

任田 卓人

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報は、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りや不正確性が存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではありません。また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、損害、付随的損害、派生的損害、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他の責任原因のいかんを問わず、当該損害が予見可能であるか否かにかかわらず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスに関するものであり、信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をすることもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債券イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル